

# 甲賀市 農業委員会だより

2024  
vol.38  
2.15

Agriculture  
committee

- ② 輝け未来 / 一農家の独り言
- ③ 相続登記の申請が義務化されます  
／農地利用最適化推進委員の紹介

- ④ 地域の活動を紹介します
- ⑤ 農業委員会の活動／甲賀市農地賃借料情報
- ⑥ 地域で頑張る農業者紹介／編集後記

## 輝け未来



水利施設の点検



農事組合法人  
新治宮農組合

こうなんちょうしんじ  
甲南町新治

生き物しらべ



# 輝け未来

## 新治営農組合

### Q 新治営農組合とは

**A** 甲南町の中央付近、柚川の南側に位置する新治区は、JR甲南駅に近く、戸数約500戸の地域です。農地を所有されているのは数十戸で、現在36ha耕作されていますが、耕作者は営農組合を含めても10戸に満たない状況です。地域の約4割の農地を他町の大規模農家に委託されています。

以前より、機械銀行により効率的な農業をすすめられていましたが、高齢化等により継続が困難となり、平成28年5月に「農事組合法人新治営農組合」として新たにスタートしました。設立から7年が経過し、現在は、オペレータ4人を含む役員6名で運営しています。

### Q 活動状況や苦労している点は

**A** 現在、水稲13haの耕作をしています。その内約半分は飼料米です。栽培管理が雑にならないよう、ほ場毎に担当者を決め、責任を持って管理に努めています。ひいては、一等米比率

も向上し、収益の確保につながったと思います。

大規模農家は、地域内で大豆も栽培されていますが、不適地も多く、雑草等に苦慮されています。そこで、営農組合が水利面等の見直しを行ないつつ水稲栽培に切替えることで、本年はそれなりの収穫ができ、農地の有効活用ができたものと思います。



飼料米の刈り取り

### Q 今後の取り組みは

**A** これからますます高齢化が進み、農家数の減少が見込まれます。新治の農地は、営農組合と大規模農家が連携し、農地の集約化を進めながら、守っていきたいと思っています。また、地域内には酪農家もあり、牛糞の活用等も検討したいと考えています。

「新治 水と緑を守る会」には、メンバーとして参加しています。活動をとおして、若い人にも営農組合をもっと知ってもらい、一緒に営農組合活動もできるようなれればと思います。

(Y)

## 一農家の独り言

お米といちこの農家に嫁いで24年。私の人生は5人の子育てと、いちごと共に人生半分を過ごしてきました。

子育ての中で、やっぱり子どものことが一番になってくる。食と命は切り離せない、食べたもので体はできているのである。安心で安全なものを口にしたと思う。

どんな原材料で出来ているか、どんな歴史の背景があつて、今の日本があるのか、実際に世界情勢を見ても戦争や災害が多く、食糧難になっていくことがひしひし予想される。私の子育て友達には、『食育』を大切に、そんなことも考える意識高い人が多く、実際に畑を借りて、安心安全なものを自分で作るんだと行動する人が多くて、農家から見ても、尊敬を感じる。

以前『丈夫な子どもを作る食生活』という講演を聞き、子どもだけでなく皆に大切だと感じたことを記したいと思う。

アトピー性皮膚炎、喘息、アレルギー疾患あるいは肥満、糖

尿病、精神病など健康問題が数多く浮上してきている。様々な要因はあるが、食生活の影響は明らかかなものであると思う。日本人に合った食事は日本食！戦後アメリカから送られてきた援助を元に始まった学校給食。今もなお輸入に頼って生活する日本人。お米も余っているのに。

『食の見直し』子どもを守る健康維持。日本の自給率も上がる。日本の農業を守る。そして、感謝の気持ちをもって生きたい。

(K)

## 【食生活の見直し ポイント10】

- 1 液体でカロリーをとらない
- 2 ご飯をきちんと食べる
- 3 発酵食品（味噌汁・漬物）を食べる
- 4 カタカナ食事は日曜日
- 5 こどものおやつは食事（砂糖・バターふんだんのケーキはダメ）
- 6 未精製のご飯を食べる（玄米食は好みがあるので家族と相談）
- 7 副食は季節の野菜を中心に
- 8 動物性食品は魚介類中心に
- 9 砂糖、油脂類の摂りすぎに注意を
- 10 できる限り安全な食品を選ぶ

## 相続登記の申請が義務化されます

相続登記がされないこと等により、①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地を「所有者不明土地」といいます。

相続登記や住所等の変更登記がされないことで、所有者不明土地が増加し、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害、土地が正しく管理されず隣接する土地への悪影響が発生するなど、全国的に様々な問題が生じています。

農地においても、担い手への集積・集約が進まないなど、農地の有効利用が妨げられることが懸念されています。

このような状況から、所有者不明土地における「発生予防」の観点から、不動産登記法が改正されました。



### ●相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）



相続等によって不動産の所有権を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をする必要があります。なお、義務化施行日以前に発生した相続についても、未登記であれば義務化の対象となり、施行日から3年以内の登記の申請が必要になります。

また、正当な理由がなく申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。

※相続登記の義務化についての詳細は、  
法務省ホームページ [https://moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)  
を参照ください。

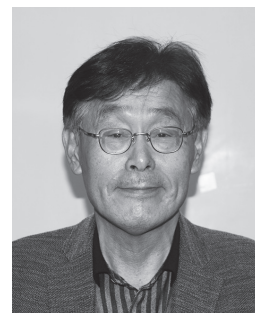
## 農地利用最適化推進委員の紹介

欠員となっていた農地利用最適化推進委員は、第5回農業委員会総会で議決され、下記の方に決定しました。

担当地区：信楽町 宮町・牧 田村 安佐 委員

甲賀市信楽町牧1436番地 Tel：0748-83-0435

任期：令和5年12月11日～令和8年7月19日



## 『紫香楽宮跡と自然を守る農業』

―信楽町宮跡は、かつて745年に都であった地―

農事組合法人宮町営農組合は平成24年、この土地の景観を守ることを念頭に設立しました。

近年、食の安心・安全とともに地球に優しい農業というニーズが高まる中、令和3年に水稻栽培面積約15haの内、27.3aの田を、農薬も肥料も一切使用せず、自然本来の生態系を生かした水稻栽培を開始しました。国が策定した「みどりの食糧システム戦略」に有機栽培の推奨があります、それを超越した最高峰の栽培法です。

農薬や肥料に頼る事無く育つ為には、第一に種が大変重要ですが、管内で14年間、自然農法による栽培を続けることで培った事例に倣い、その苗を使用することで上々のスタートができる、令和4年度からは自家採種による、苗づくり、水稻耕作を続けています。4年目となる令和6

年度には、189.6aを作付け予定しています。

また、スタート時から地域の子どもたちを招いて行っている田植え体験、生き物調査、稲刈り体験は、年々口



無農薬・無肥料でのおむすびの味は格別

コミで参加者が増えており、昨年10月14日には、無農薬無肥料米のおむすびを都の跡地の景観とともに愛でながら食してもらった「収穫祭」を初めて開催し、食の安心・安全ニーズの高まりを感じてもらえることができました。

今後も計画的に自然栽培の拡大を図り、持続可能な経営に取り組んでいきます。(K)

## 地域の活動をご紹介します

### 『つなぐ棚田遺産』今郷棚田の取り組み

水口町今郷で自然環境の保護・保全活動に取り組んでいる今郷

棚田集落協定は、昨年実施した滋賀県事業でつながりができた立命館大学の食・マネジメント学部吉積教授と、今郷棚田の活動に関心を抱いた学生らと親交を深め、10月中旬、同大学の学生を招きフィールドワークを行った。これは、高齢化と担い手不足が深刻な中山間地域の中で、関係人口を増やす取り組みを行っている今郷で、地域について知ってもらい、柔軟な発想でアイデアを出してもらおうとする試みである。吉積教授とゼミ生19人



学芸員から生物多様性について説明を聞く学生

の他にも、市議会議員や農業振興課、JAこうか、みなくち子ども森自然館などにも呼びかけ、総勢42名による活動となった。

令和4年に農水省つなぐ棚田遺産の認定を受けるまでの経緯や、その活動として、県内の複数の博物館との連携で生態系保全活動を行い、自然の素晴らしさと大切さを学び、集落ぐるみによる持続可能な仕組みを構築することなどを説明した。

学生は食や観光の観点からだけではなく、今郷をもっと魅力的な地域にする方法について話し合い、①キャンプ+サウナツアー、②棚田や特産品を用いた競技会、③今郷を対象とした四季のツアーの実施などの意見を発表した。

今郷棚田の代表は、生産条件が不利な中山間地域の維持管理を継続するため、つながりとひろがり大切に、目的を持った活動を展開し、次世代につないでいくことが目標ですと語った。(F)



## 農業委員会の活動

農業委員会は、定期的に地域パトロールを実施しています。これは、農地法許可等の適正実施を確認するとともに、未実施箇所の早期着手を指導することを目的としています。



特に6月と12月を強化月間として位置づけ、今年度も各地域で、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行いました。



農地パトロール巡回中

## 会長はこんな活動も



←甲賀市議会9月定例会  
(一般質問)

会長就任にあたって意  
気込みを述べる伴会長

全国農業委員会会長  
代表者集会 (東京) →



全国から約1,000人の農業委員会会長が一堂に参集。来年度の農業関係予算の確保や、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議など3つの議案が採択されました。

## 甲賀市農地賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たりの年額)は、以下のとおりです。

この賃借料情報は、参考として提供するものです。実際の契約の締結にあたっては、貸し手・借り手の双方で話し合って契約内容を決定してください。

### 1 田(水稻)の部

| 締結(公告)された地域名 |           | 平均額    | 最高額    | 最低額    | データ数(筆) | 備考 |
|--------------|-----------|--------|--------|--------|---------|----|
| 甲賀市全域        | 大規模基盤整備地域 | 8,500円 | 9,000円 | 5,000円 | 13      | ※  |
|              | 基盤整備地域    | 4,300円 | 7,000円 | 2,000円 | 66      |    |
|              | 未整備地域     | 4,200円 | 6,000円 | 2,000円 | 73      |    |
| 甲賀市平均        |           | 4,600円 |        | 合計     | 152     |    |
| 使用貸借権(無償)    |           |        |        |        | 92      |    |

### 2 畑(普通畑)の部

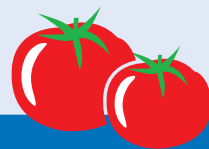
| 締結(公告)された地域名 |  | 平均額    | 最高額    | 最低額    | データ数(筆) | 備考 |
|--------------|--|--------|--------|--------|---------|----|
| 甲賀市全域        |  | 7,600円 | 9,700円 | 6,300円 | 13      | ※  |
| 使用貸借権(無償)    |  |        |        |        | 1       |    |

### 3 畑(茶畑)の部

| 締結(公告)された地域名 |         | 平均額     | 最高額     | 最低額     | データ数(筆) | 備考 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 甲賀市          | 土山町・水口町 | 7,200円  | 10,000円 | 3,000円  | 227     | ※  |
|              | 甲賀町・甲南町 |         |         |         |         |    |
|              | 信楽町     | 12,400円 | 20,000円 | 10,000円 | 9       | ※  |
| 甲賀市平均        |         | 7,400円  |         |         | 236     |    |
| 使用貸借権(無償)    |         |         |         |         | 0       |    |

- ・データ数は令和5年1月から令和5年12月までに甲賀市内で賃貸借権および使用貸借権が設定された農地の筆数となります。  
(賃貸借権…賃料を支払い農地の貸し借りを行う 使用貸借権…無償で農地の貸し借りを行う)
- ・賃貸借権および使用貸借権は、除草や水利費負担が条件となる場合があります。
- ・平均額は下二桁を四捨五入し、100円単位で算出しています。
- ・「甲賀市平均」は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値となります。
- ※ 令和4年のデータ(令和5年1月から令和5年12月までに設定された賃借権が少なかったため)

# がんば地域で頑張る農業者紹介



甲賀町隠岐 <sup>てらいのりとも</sup> 寺井紀朝さん

人間関係を大切に、地域農業の発展と活性化のため、意欲的に農業に取り組んでおられる新規就農1年目の寺井紀朝さんをご紹介します。

**Q** 農業を始められたきっかけは？

**A** 京都でインテリア関係の仕事をしていましたが、実家の田の将来について、自分が農家として守っていきたくて考えるようになりました。以前から、食卓を彩る仕事があったと考えており、「農家としてやっていくなら絶対トマト農家になりたい」と一大決心し、水口町のTOMIKAWA GREEN FARMさんで1年間修業をさせていただき、様々な経験を積みました。



**Q** 困ったことや楽しいことは？

**A** 農業はしんどいし、大変なことの連続ですが、両親をはじめ、富川さん、トマト農家の先輩方、地域の皆さんなど、たくさんの方々に支えられながら今日まで頑張ってきました。

トマトの直売も火・木・土曜日にハウス前で始めました。お客様に来ていただき、直接話す機会にも恵まれ、「美味しかった」と言われた時が一番嬉しいと感じます。



**Q** 将来の目標や夢は？

**A** 『トマト作りを極めること』

トマトの栽培を通して、作り手から消費者に少しでも近づき、地域に発信することで農業のすばらしさ、楽しさを伝えていきたい。これからも色んな出会いを大切に頑張っていきたいです。

寺井さんにはキラキラした目で、楽しそうに<sup>しんし</sup>真摯にトマトのことをお話しいただきました。(S)

国が支える。安心が大きくなる  
**担い手 積立年金**

**農業者年金**

安心して豊かな老後のため、  
**農業者年金に加入しましょう!!**

旧年金の経営移譲年金を受給されている方で、後継者に委譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

**農業者年金加入条件** 農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

●65歳までの方 ●年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可) ●国民年金第1号被保険者

お問い合わせは…

甲賀市農業委員会事務局 TEL 69-2262

JAこうか営農購買課 TEL 62-0720

**編集後記**

新しいメンバーでの発行になりました。  
農地も年々変化していく中で、農地を守るために活躍されている皆様の期待に応えられるよう新しい情報を発信していきますので、よろしくお願いいたします。(M)

**全国農業新聞**

■発行日 毎週金曜日

■購読料 1ヶ月 700円

■申込  
農業委員会事務局  
または地区農業委員へ



インターネットからも  
申込できます。